別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人	人	人
防衛装備庁		四（四）	四（四）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	四人	人	人
防衛装備庁			二	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用隊員に関する経過措置）

2　国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法附則第十二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものは、自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第四十四条第一項本文に定める時間とする。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

3　この省令による改正後の防衛省職員給与施行規則第二条第二項の適用については、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十条第一項及び第十一条第二項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五号の二書式中「

再任用短時間勤務職員給与	

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員給与	
暫定再任用短時間勤務職員給与	

」に改める。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、令和五年度分以降の計算証明について適用する。